

# 終身医療保険 セルフガードⅡ

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特約付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

## 病気・ケガによる入院を一生涯保障。

### 保障内容

**重要**

保険期間・保険料払込期間：終身

このようにときにお支払いします		お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース
入院 主契約	ガン以外の <b>病気</b> により入院したとき 日帰り入院*1から保障	<b>疾病入院給付金</b> 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき <b>5,000</b> 円	1日につき <b>10,000</b> 円
	<b>ケガ</b> により入院したとき 日帰り入院*1から保障	<b>災害入院給付金</b> 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき <b>5,000</b> 円	1日につき <b>10,000</b> 円
	<b>ガン</b> により入院したとき 日帰り入院*1から保障	<b>ガン入院給付金</b> 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限	1日につき <b>5,000</b> 円	1日につき <b>10,000</b> 円
手術 手術給付特約 手術補完給付特約*2	[手術給付特約] 手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*3 別表参照) 何度でも保障	<b>手術給付金</b> 手術給付金日額*4×40・20・10	手術の種類に応じて、1回につき <b>20・10・5</b> 万円	手術の種類に応じて、1回につき <b>40・20・10</b> 万円
	[手術補完給付特約] 手術または放射線治療 (新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金 が支払われる場合を除きます。 何度でも保障	<b>手術補完給付金</b> 手術補完給付金日額*4×5 放射線治療は60日に1回限度	1回につき <b>2.5</b> 万円	1回につき <b>5</b> 万円
先進医療 先進医療給付特約(12)	先進医療による療養を受けたとき	<b>先進医療給付金</b> 1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき <b>先進医療に</b>	1回の療養につき <b>かかる技術料と同額</b> *5
	先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	<b>先進医療一時金</b>	1回の療養につき <b>15</b> 万円	
保険料を割引 無事故割引特約	無事故判定期間内(5年間)に無事故に該当したとき		1回につき <b>主契約</b>	1回につき <b>保険料の10%を割引</b> <b>最大5回 / 50%割引</b>

**Point!**

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。  
告知事項は3項目のみ! ご家族のみのお申込みもできます!

- 手術給付特約**  
最大で手術給付金日額の40倍をお支払い!
- 手術補完給付特約**  
公的医療保険制度の対象となっている約1,000種類の手術\*6を保障!  
\*6 一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。
- 先進医療給付特約(12)**  
「先進医療」の技術料を全額保障\*7!  
\*7 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

### 無事故割引特約について

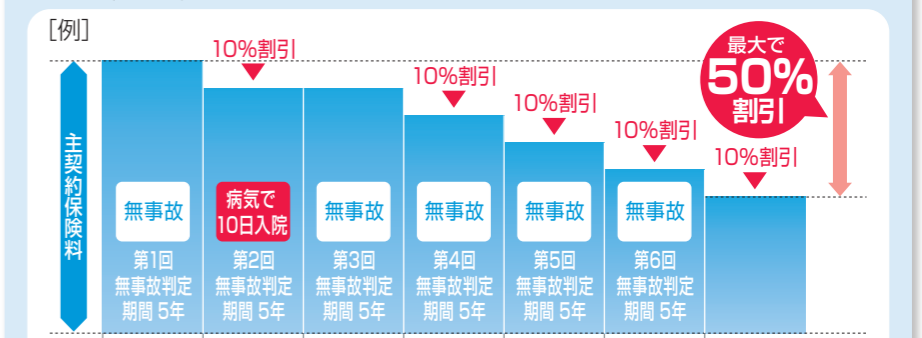
主契約保険料が最大50%割引

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の主契約の保険料を10%ずつ割引します。主契約の保険料が最大で50%割引となります。

【無事故】とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- 主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。

\* 災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらためます。



① 第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間(②)の保険料を割引します。(割引回数は1回となります。)

② 第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間(③)の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。(割引回数は1回のみです。)

以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引します。

プラス 特約(I)	<b>生活習慣病</b> 生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患 日帰り入院*1から保障	<b>生活習慣病入院給付金</b> 生活習慣病入院給付金日額*4 ×入院日数 1入院120日限度、通算1,095日限度	1日につき <b>5,000</b> 円	1日につき <b>10,000</b> 円
--------------	--	--	--	-------------------------	--------------------------

特約(II)	<b>退院後療養</b> 退院後療養給付特約	退院したとき (主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)	<b>退院後療養給付金</b> 退院後療養給付金日額*4×5 通算10回限度	1回につき <b>25,000</b> 円	1回につき <b>50,000</b> 円
--------	---------------------------	--	--	--------------------------	--------------------------

**アクサ**  
メディカル  
アシスタンス  
サービス

ご利用いただけます。  
詳しくは39・40ページへ

\*1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いたしません。

\*2 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。

\*3 対象となる手術(88種類)については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

\*4 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額と同一となります。

\*5 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付金と同額とみなします。また、給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

この度、経済産業省および関係独立行政法人の職員のみなさまへの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定し、終身医療保険 セルフガードⅡをご提案させていただきます。  
ご希望に沿う場合はパンフレットなどにてご確認ください。ぜひこの機会にお手続きくださいますようお願い申し上げます。  
なお、下記以外の保障をご希望の場合やその他ご不明の点がございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

【推奨理由】一般財団法人 通商産業福祉協会は、会社との長年の取引関係、保険会社の事務手続・保険金・給付金対応等を総合的に勘案した会社方針により、取扱保険会社の中から以下のアクサ生命保険株式会社の商品を選定し推奨します。

終身医療保険 セルフガードⅡ

集団名・取扱募集代理店：  
一般財団法人 通商産業福祉協会

※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

グループ保険  
総合医療保険  
終身医療保険  
セルフガードⅡ  
ガン治療保険  
重要事項説明書  
(契約概要・注意喚起情報等)



給付金などの支払事由と支払限度などについて **重要**

終身医療保険 セルフガードⅡ

	給付金名	お支払事由	お支払金額	お支払限度
主 契 約	疾病入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院… 60日 通 算…1,095日
	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院… 60日 通 算…1,095日
	ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…支払日数無制限 通 算…支払日数無制限
手術給付特約	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき	手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×40・20・10(手術の種類に応じて)	一部の手術を除きお支払限度はありません*1
手術補完給付特約	手術補完給付金	治療を直接の目的として、所定の手術または所定の放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けられたとき(ただし、手術給付特約の手術給付金が支払われる場合*2を除きます。)	手術補完給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×ご契約時に定めた給付倍率(5倍)	お支払限度はありません
先 進 医 療 給 付 特 約 (12)	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*3が「0」の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*3と同額	1回の療養につき 1,000万円、 通算2,000万円
	先進医療一時金	先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円	—
生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)	生活習慣病入院給付金	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき	生活習慣病入院給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×入院日数	1入院… 120日 通 算…1,095日
退院後療養給付特約	退院後療養給付金	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されているとき	入院1回につき退院後療養給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×5	通算10回

\*1 一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回のみのお支払いとなります。  
 \*2 60日に1回の給付を限度としているために手術給付金が支払われない場合を含みます。  
 \*3 被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。  
 ●給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した不慮の事故あるいは発病された疾病を直接の原因とした場合に限りま。

■主契約について

- ・災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取扱います。
  - ・災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
  - ・災害入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金はお支払いしません。
- ・疾病入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
- ・災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金はお支払いしません。
- ・同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。
- ・所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

■手術給付特約について

- ・同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- ・屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。

■手術補完給付特約について

- ・同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する複数の手術または放射線治療を受けられたときは、いずれか1つの手術または放射線治療についてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
- ・同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する手術および放射線治療を受けられたときは、手術または放射線治療いずれかについてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
- ・手術補完給付金のお支払事由に該当する手術または放射線治療と、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を同一の日に受けられた場合は、手術補完給付金はお支払いしません。

- ・所定の放射線治療を受けられ手術補完給付金が支払われる場合は、その施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
- ・手術補完給付金をお支払いした後に、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当することとなった場合は、手術給付金をお支払いします。この場合、手術補完給付金のお支払事由に該当しなかったものとしてお取扱いし、すでに支払われた手術補完給付金との差額があれば、その差額をお支払いします。
- ・手術給付特約を解約された場合、この特約も同時に解約となります。
- ・所定の手術は、治療を直接の目的とし、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限りま。(美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。)
- ・(対象外の手術)(1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン (4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)抜歯手術
- ・アクサ生命は、診療報酬点数表の改正により、手術料の算定される手術の種類が変更される場合など、この契約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合で特に必要と認められたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項(手術補完給付金のお支払事由に関するもの)に限りま。)を変更することがあります。

■先進医療給付特約(12)について

- ・所定の先進医療とは、健康保険法などの公的医療保険制度にもとづく「評価療養」のうち、「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」(以下「先進医療」)をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。ただし「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。
- ・給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- ※対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関については、アクサ生命の営業店または本社にご確認ください。
- ・同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、先進医療給付金をお支払いします。な

お、この場合、最初にその先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときに先進医療一時金のお支払事由に該当したものとみなして、先進医療一時金をお支払いします。  
 ・先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。  
 ・アクサ生命は、法令などが改正された場合で特に必要と認められたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項(給付金のお支払事由に関するもの)に限りま。)を変更することがあります。

■生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)について

- ・同一の生活習慣病を直接の原因として1日以上入院を含んで2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、退院後180日を経過して再び入院された場合は新たな入院とみなします。
- ・対象となる生活習慣病は、約款別表22「対象となる生活習慣病」に定められた(1)から(5)までの5大生活習慣病となります。  
**〈お支払いの対象となる生活習慣病〉**  
 (1)悪性新生物 (2)糖尿病 (3)心疾患 (4)高血圧性疾患 (5)脳血管疾患
- ・生活習慣病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、この特約は消滅します。

■退院後療養給付特約について

- ・2回以上入院され、退院後療養給付金のお支払事由に該当されても、次のいずれかの場合は1回の入院とみなし、退院後療養給付金は重複してお支払いしません。
  - ・同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合。
  - ・ガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、疾病入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、別の入院として取り扱います。
- ・同一のガンを直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、ガン入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、別の入院として取り扱います。
- ・主契約の災害入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき、主契約の疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき、または退院後療養給付金のお支払回数が通算して10回に達したときは、この特約は消滅します。

■死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)について

- ・このご契約は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されておりますので、死亡保険金がお支払いの対象外となります。そのため、死亡保険金の給付にかかわる保険料が、主契約の保険料から差し引かれています。
- ・この特約のみの解約はできません。

■無事故割引特則について

- ・この特則において「無事故」とは、無事故判定期間中に、次のいずれにも該当する場合のことをいいます。
  - ・災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
  - ・疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
- ・保険料更改日は、ご契約日から起算して5年ごとの年単位の契約応当日となります。ご契約日または保険料更改日から起算して5年間を無事故判定期間といえます。
- ・5年間の無事故判定期間において無事故と判定された場合、以後の主契約の保険料を割引きます。
- ・この特則の1回あたりの割引額は【契約時の主契約保険料×10%】となります。
- ・この特則の割引回数とは、ご契約日から各保険料更改日までの間に無事故と判定された回数をいい、5回を限度とします。(最高で契約時の主契約保険料の50%)
- ・災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、以後の保険料はその時点の保険料を適用いたします。
- ・特約保険料はこの特則の適用対象になりません。
- ・この特則のみの解約はできません。

■払いもどし金について

- ・この保険は主契約の保険料払込期間の払いもどし金がないしくみの保険です。このご契約は主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金がありません。
- ・この保険の特約の払いもどし金はありません。

■保険料払込免除について

次の場合に保険料のお払込みを免除します。  
 ・責任開始期以後の傷害、疾病または所定のガンにより、所定の高度障害状態に該当されたとき  
 ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

■保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

■保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

- 1.1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 3.脊椎に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 4.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 5.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 6.10手指の用を全く永久に失ったもの
- 7.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 8.10足指を失ったもの

■代理請求特約について

- ・代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり約款」でご確認ください。)
- ・代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

- 現在のご契約内容および継続保険料(保険料の更改等)について募集時に配付される「現在のご契約内容」でご確認ください。
- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」を必ずご覧ください。

【取扱募集代理店】

一般財団法人 通商産業福祉協会  
 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-22 機械振興会館別館2階  
 TEL 03-3436-1731・1732

【引受保険会社】

アクサ生命保険株式会社  
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表)

【取扱店】

アクサ生命保険株式会社 公法人部  
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
 TEL 03-6737-7470 ※音声ガイダンスに沿って「1」をご選択ください。